

## 「情報公開文書」

医学部 HP 掲載用

受付番号： 2021-1-670

### MRI 画像を用いた女性骨盤内臓器、病変の segmentation と診断に関する研究

#### 1. 研究の対象

2008 年 4 月から 2021 年 7 月の期間に、女性骨盤内疾患の精査のために MRI 検査を受けられた方

#### 2. 研究期間

2021 年 10 月（倫理委員会承認後）～2026 年 3 月

（登録期間：～2025 年 3 月、追跡期間：～2026 年 3 月）

#### 3. 研究目的

女性骨盤内疾患において臓器、病変の自動抽出法を確立し、女性骨盤内疾患の鑑別能を持つ画像からの特徴量とモデルを提案すること。

#### 4. 研究方法

本研究は、当院で MRI を施行した女性骨盤内疾患患者様の MRI 画像のデータを、必要な視覚評価およびアプリケーションを用いた segmentation を手動で行い、教師データを作成する。CNN を用いた画像セグメンテーションアルゴリズムとして用いられている U-Net を用いて segmentation の自動化を図る。segmentation を行った領域から体積や形、信号情報を含んだテクスチャ解析を行い、複数のパラメータを抽出する。抽出したパラメータのうち、LASSO 回帰により正常、異常群を予測するために有用と思われる変数を選択する。選択されたパラメータを用いて多変量ロジスティック回帰分析、ランダムフォレスト、サポートベクトルマシンなどを用いて予測モデルを構築する。モデルの診断性能を検証、比較する。

#### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

年齢、性別、病理診断結果、MRI 検査画像、等。

#### 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

#### 7. 研究組織

本学単独研究

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、  
研究計画書及び関連資料を閲覧することができますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

研究責任者：

森 菜緒子 職名：助教

東北大学医学系研究科 放射線診断科

〒980-8574

住所 宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL :022-717-7312 FAX :022-717-7316

E-mail: naokomori7127@gmail.com

## ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

## ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

### 【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合